

グローバル知財戦略フォーラム2018

パネルディスカッションB 1

ビジネス成長のための 知的財産権と営業秘密の有効活用 ～如何にして知的資産をビジネス上の利益に繋げるか～

弁護士 阿久津 匡美

弁護士法人北浜法律事務所東京事務所



知的財産／知的財産権とは

● 知的財産基本法

第二条 この法律で「**知的財産**」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び**営業秘密**その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「**知的財産権**」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権**その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利**をいう。

● 知的財産法の趣旨

→ 「他人による情報の不当な利用の排除」

(中山信弘、平成28年3月30日「特許法第3版」弘文堂)

知的資産とは

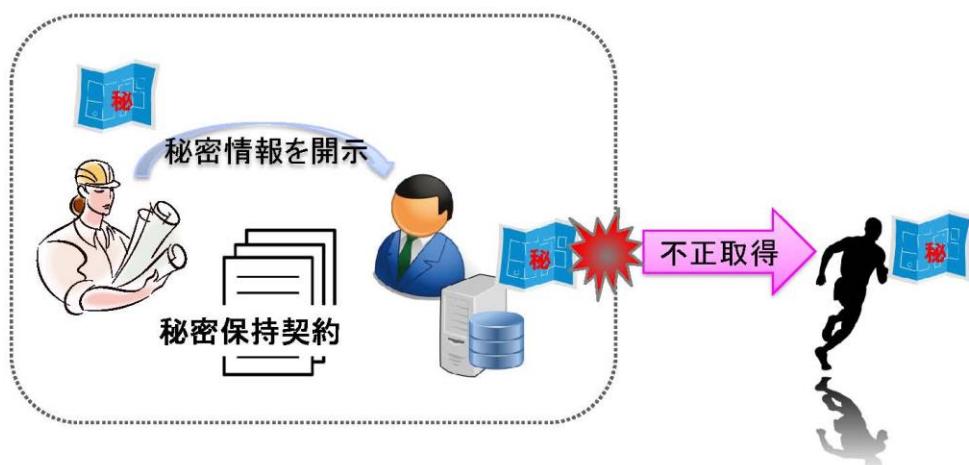
- 「知的資産」とは…

- 人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のこと、企業の競争力の源泉となるもの
- 特許やノウハウなどの「知的財産」だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方



(経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html より) 3

営業秘密と、秘密保持契約・条項に基づく秘密情報（機密情報）との共通点・相違点



- 契約当事者以外の**「第三者」**に対しても、不正取得・使用された秘密情報について、使用、開示の中止や廃棄を要求できるか（差止請求ができるか）否か（不法行為責任と債務不履行責任の相違）。
- 刑事罰が適用されるか否か。

「『営業秘密』として 法律上の保護を受ける」とは

- 秘密保持契約（または秘密保持条項が含まれる契約）の契約当事者ではない「第三者」に対して、不正に取得された秘密情報の廃棄や返還、また、不正に使用されている秘密情報の使用中止を要求できる（民事）
→その要求をするためには、不正競争防止法が定める、「営業秘密」の3要件と、「不正競争行為」の要件を満たすことが必要
→交渉で要求を受け入れてもらえないとき／受けれてもうなさそうなときは、裁判所に訴えを提起することになる
- 刑事罰が適用される（刑事）
→刑事罰の適用のためには、不正競争防止法が定める「営業秘密」の3要件を含め刑事罰の要件（故意、図利加害目的等）を満たすこと、また、警察に対して被害を申し出ることが必要（さらに捜査が進むこと等々）

5

参考になる公表情報

- 「営業秘密管理指針」
 - 法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したもの
- 「秘密情報の保護ハンドブック」
 - 漏えい対策として有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される対策等を包括的に紹介



参考になる公表情報

- 「秘密情報の保護ハンドブック」の全体像



- 「秘密情報の保護ハンドブック」が紹介する情報漏えい対策



参考になる公表情報

- 「情報管理も企業力～秘密情報の保護と活用～」
- 「秘密情報の取り扱いチェック項目」



- 「秘密情報の保護・活用事例集」



(いずれも、経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#toriaezu>)より)